

(別紙 2)

質 疑 応 答 書

令和 6 年 5 月 7 日

このことについて、下記のとおり質問します。

(件名) 電子カルテシステム (賃貸借)

質問事項

- ・新型コロナウイルス感染拡大及び半導体不足の長期化による物品調達の乱れを踏まえて、万一納品遅延等が発生した場合において、即時指名停止とならないこと及び協議は可能でしょうか。
- ・賃貸借物件には動産保険を付保しますでしょうか。付保する場合、経過期間に応じ保費額が逡減していく一般的な動産総合保険でよろしいでしょうか。

回 答

- ・当然ですが、遅延前提の入札は認められません。しかし、入札時点と契約完了後、物品の調達時点の社会情勢等が急変する可能性がないとは言えないと考えております。
結果、やむをえない事情により質問のような状況となった場合は、速やかに担当課と協議いただく必要があります。指定停止等の取扱いに関しては、その協議の中で明らかになる状況により判断されることであるので、現時点で申し上げることはできないと考えます。
- ・動産総合保険については、リース物件に生じた損害について担保する保険であり、仕様の中で触れていない場合は、加入の可否を制限するものではありません。